

令和3年8月25日

定時制 保護者の皆様

県立伊勢原高等学校長

緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県は、令和3年8月2日から令和3年8月31日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっておりますが、今回、措置期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

このことで、本校においては2学期始業式8月25日(水)～9月30日(木)まで、1校時の授業開始を17時30分とし、授業時間については40分の短縮授業とします。

0校時	16:45 ~ 17:25
1校時	17:30 ~ 18:10
2校時	18:15 ~ 18:55
SHR	19:00 ~ 19:05
3校時	19:15 ~ 19:55
4校時	20:00 ~ 20:40

《今回の緊急事態措置期間における教育活動等の県立高等学校等の教育活動の概要》

(1) 学習活動について

○ 高等学校及び中等教育学校では、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

(2) 部活動について

○ 部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で実施する。ただし、感染リスクの高い活動は行わない。

・活動時間は、平日の放課後のみ90分程度、週4回を上限とする。

○ 県内大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

○ 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。

(3) 学校行事について

○ 文化祭・体育祭等については、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染リスクがあることから、実施する場合は工夫をして実施する。

○ 学校説明会等については、感染防止に万全の措置を講じて実施する。

※何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先
教頭 尾尻
電話 (0463) 95-5968 (直通)